

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.5

制御が困難化し始めた？ 中国経済の変調 他

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

ますます重要視されるリスクアペタイト・フレームワーク(有限責任監査法人 トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一)

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)がリスクアペタイト・フレームワーク(Risk Appetite Framework, RAF)に関連する2つの重要な文書を相次いで公表しました。一つ目は、銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則の改定文書であり、文字通り、銀行のコーポレート・ガバナンスが満たすべき原則(基準)を示したものです。改定文書は2010年にBCBSが示していたガイダンスに取って代わるものです。

改定文書を2010年のガイダンスと比較すると、様々な違いを確認できますが、そのなかでも、取締役会の役割を明確にすると共に、RAFの活用を強く求めている点が特徴的といえます。即ち、改定文書では、取締役会の役割として以下を明示的に示しています。

- (1)組織構造を確立する責務を負う。
- (2)企業文化を確立するうえで主導的な役割を発揮する。
- (3)上級管理職やチーフ・リスク・オフィサーと共に、銀行のリスクアペタイトを確立する。
- (4)銀行がリスクアペタイト・ステートメント(Risk Appetite Statement, RAS)やリスク上限等を遵守していることを監視する。
- (5)報酬制度がリスク文化やリスクアペタイトと整合的であるかを評価する。
- (6)内部告発制度にかかわる方針・手続きに関して、その公正性、独立性、実効性を監視する。
- (7)これらの責務を果たす際に、ステークホルダーの利益を考慮に入れる。

また、RAFの運用方法に言及している点も注目されます。例えば、RASの策定プロセスとしてトップダウンとボトムアップの2つのアプローチを活用することや、3つの防御線(three lines of defense)を利用することも求めています。なお、「アペタイト」という用語は、2010年のガイダンスでは18回利用されていましたが、今般の改定文書では実に43回も言及されています。このほかにも、改定文書は、ミコンダクトに関する記述を新たに追加しており、かなり野心的な内容になっていると

いえるでしょう。既に、金融審議会のメンバーから、改定文書の内容も踏まえたうえで銀行(持株会社)のガバナンス強化を進めるべきという意見も聞かれていますので、我が国でも、早晩、RAF の一層の活用が議論されていくと思われま

す。二つ目の文書は、監督措置の実効性評価と監督当局の説明責任に係る報告書です。この報告書は、監督当局が自らの監督行政の実効性をどのように評価しているのか、また、政府や議会等のステークホルダーに対してどのように説明責任を果たしているのか、という点に関して、各国当局の実務を整理したものです。そのなかで望ましい監督の姿を示しているのですが、その一つとして、監督行政の目標を具体的な監督実務や成果に“落とし込む”ことが推奨されています。報告書では、このアプローチを RAF とは述べていませんが、中身を見ると、「トップダウンとボトムアップによるプロセス」、「3つの防御線の活用」、「ステークホルダーとの明確な対話」に言及しており、RAF の考え方を踏襲しているように思われます。そういった意味では、この報告書は先般の金融安定理事会(Financial Stability Board)の提言(監督当局が自らのリスクアペタイトを定めることを求めたもの。[本メールマガジンの vol.3 参照](#))に通じるものといえるでしょう。

こうした動きを踏まえると、RAF は今後、銀行のみならず、監督当局も含めて、ますます活用されていくものと予想されます。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。